

●香川県告示第50号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成26年2月12日から同月26日まで引田漁業協同組合において縦覧に供する。

平成26年2月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 発起人の住所及び氏名

東かがわ市引田2661番地26	野網 敏
東かがわ市吉田622番地7	広瀬 久士
東かがわ市引田325番地3	入江 久俊

2 加入区の名称

引田加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

引田漁業協同組合